

むつ市議会第239回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成31年3月5日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）16番 浅 利 竹二郎 議員

（2）25番 鎌 田 ちよ子 議員

（3）23番 菊 池 光 弘 議員

（4）10番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
10番	東 健 而	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹 二 郎	17番	佐々木 肇
18番	齐 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾 郎
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（2人）

9番	菊 池 広 志	20番	村 中 徹 也
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 会 長 委 員	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 推 進 部 長	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	立 花 一 雄

総括主幹
主任主査

奥本聡志
堂崎亜希子

主幹 葛西信弘
主査 井田周作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、浅利竹二郎議員、鎌田ちよ子議員、菊池光弘議員、東健而議員の一般質問を行います。

◎浅利竹二郎議員

○議長（白井二郎） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） おはようございます。ただいま白井議長よりご指名をいただきました自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第239回定例会において一般質問を行いますので、市長を初め理事者各位におかれては、簡潔明瞭、前向きなご答弁をお願いいたします。

私は、毎年の3月定例会を迎えるたびに、平成

23年3月11日、いわゆる3.11東日本大震災を思い浮かべます。午後2時46分、むつ市議会では一般質問さなかの出来事でありました。幸いにして、むつ市内の人的被害はなかったように思いますが、その年4月19日の警察庁の発表によれば、地震発生から1カ月間に検視が行われた死者1万3,000名余りのうち水死が90%以上だったと発表されたことで、津波災害の恐ろしさに恐怖を感じたことを3月定例会のたびごとに思い起こしております。

さて、平成30年度も残すところわずかとなりました。退職辞令を平成の元号で交付される最後の職員の皆様には、感慨もひとしおのことと存じますが、長年にわたるむつ市へのご貢献に深甚なる敬意と謝意を申し上げます。

100歳時代の今、60歳は新たに何かをなすには十分な若さです。今まで、地方公務員としての制約から日々の私生活においても拘束されることが多々あったことでしょうか、これからの人生、悔いなく大いに楽しんでもらいたいと思います。しかしながら、シルバー川柳にもありますが、「朝昼晩葉飲むのになぜ余る」という状況にいずれ皆さんもなることは覚悟のうえです。

それでは、4項目9点につき質問させていただきます。通告順に従い質問いたします。

質問の第1は、平成を回顧してであります。5月1日からは、新たな天皇の御代が始まり、どのような元号になるのか、興味津々というところがあります。

さて、これまでの時代背景、イメージを受けとめる場合、我々日本人は元号であらわす場合が多いと思います。作家の五木寛之が東奥日報に投稿している記事「さらば平成の日々よ」によれば、明治時代からは、明治維新をなし遂げ、日清、日露の戦争を勝ち抜き、国民と国家が一体となって坂の上の雲を目指した勇壮な時代、男性的な世の

中であったという強い感じを受け取るということを行っています。

大正からは、元号も控え目だし、大正ロマンなどという言葉も男性的な迫力に欠けると言っております。

昭和はどうか。「俺は昭和の男だ」と言っても、「戦前ですか、戦後ですか」と聞き返されそうで、敗戦を境に時代のイメージが分裂していると言っております。

問題の平成はどうか。振り返ってみると、なぜか極めて印象が薄い。黒でも赤でも黄色でもなく、あえて言うなら水色といった感じなのだと言っております。

明治人という言葉には、どこか骨太の気配があります。平成人というのは、スマートだが、何となく薄味の感じしかしないと言っております。間もなく平成の時代は終わります。

明治、大正、昭和、平成と、一時代置きに強烈な時代と控え目な時代が交互に続いております。やがて始まる新しい時代は、ひょっとすると強烈な激動の時代になるのかもしれないという理由のない予感を覚えつつ、かたずをのんで見守っていると五木寛之は結んでいます。

さて、平成を回顧してみると、人それぞれに思いがあると思います。宮下市長にとっては、父親の急逝による予期せぬ人生の転機があり、むつ市にとっては平成17年の平成の大合併がありました。平成の時代もあとわずか、宮下市長にとっても平成を回顧して感慨深いものがあると思います。これらのことから、次の2点につきお伺いたします。

- 1、宮下市長にとっての平成とは。
 - 2、次の御代に臨み、期することは何か。
- 以上の2点です。

質問の第2は、陸奥湾洋上風力発電事業に関連してであります。昨年からにわかには陸奥湾洋上風

力発電事業がクローズアップ、マスコミに取り上げられています。突如というイメージが強く、新聞報道の蓋然性、信憑性を疑いたくなります。

広大な陸奥湾内にとっても、水深や潮流、風況等、適地は限定されると思うし、ホタテやナマコ等の漁業、鳥類の生息地など、自然環境への影響等も懸念されます。さらに、例年実施している海上自衛隊陸奥湾機雷戦訓練への影響も考慮しなければなりません。これらをあわせ、次の3点につきお伺いたします。

- 1、新聞報道の蓋然性、信憑性は。
- 2、海上自衛隊陸奥湾機雷戦訓練への影響は。
- 3、この洋上風力発電事業に対する市長の考え方は。

以上の3点です。

質問の第3は、今年度原子力施設立地4市町村が実施した要請についてであります。報道によれば、1月28日、むつ市、六ヶ所村、大間町及び東通村の4市町村長が三村青森県知事に対し、青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分見直しと経済産業省に対する核燃料サイクル政策の推進などの要請活動に三村知事の同席を求めたほか、立地地域の企業誘致についての3点を要請し、2月18日は世耕経済産業大臣に対し、核燃料サイクル政策の推進や立地地域支援など4項目を要請しております。

原子力事業が遅々として進まない直接原因は、新規制基準への適合性審査が長引いていることにほかなりません。法改正以前の原子力安全・保安院時代での原子力の安全神話が崩壊した今、安全神話に陥ることなく審査することは当然のことではありますけれども、これまで原子力施設の誘致に協力してきた地方自治体の疲弊に対し、国が施設の再開で得べかりし利益を補完することは当然と言えます。これらのことから、次の3点につきお伺いたします。

1、国及び青森県に対し要請した内容及び回答は。

2、青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分規定は。

3、今後の原子力行政への取り組みは。

以上の3点です。

質問の第4は、大湊浜通線の融雪溝事業促進についてであります。これまで長年にわたる地域町内会や大湊地区選出市議会議員等が折に触れ要望してまいりました大湊浜通線の融雪溝事業に新年度測量設計予算が計上されましたこと、まことにありがとうございました。「市民の“くらし”応援予算」として「まちづくりとしごとづくりでくらしを向上」をキャッチフレーズに測量設計予算がついたことで、この事業の先行きが明るくなった思いであります。

この大湊浜通線融雪溝工事は、大湊新町方面から大湊浜町村井商店までの0.6キロメートルをもって、平成10年、工事が中止となっております。ご存じのとおり、大湊浜通線は路幅が狭隘で、車の交差、特に冬期間の地域住民、通学児童の歩行に難渋することから、生活道路としての整備充実が急務となっております。

また、近年沿線住民の高齢化が進み、道路の除排雪作業にも苦慮している現状であります。

加えて要望を寄せてくれました地域住民から、物故者がふえる等、早急な整備の必要性を痛感しているところであります。このことから、次の1点につきお伺いいたします。

大湊浜通線融雪溝事業の整備見通しは。

以上、4項目9点につきお伺いいたしました。

細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。浅利

竹二郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成を回顧してのご質問の1点目、市長にとっての平成とはについてお答えいたします。

私にとりましては、平成が人生そのものであります。小学校3年生で平成元年を迎え、小淵恵三元首相が元号を発表したことをよく覚えております。

平成4年には大湊小学校、平成7年には田名部中学校を卒業し、ふるさとむつ市を離れ、同年平成7年に青森市の青森高校に入学しました。親元を離れ、下宿生活となりましたが、まさに自由になれた気がした15の夜でした。

平成10年、同校を卒業後は、青雲の志を抱き、東北大学法学部に進学、一時は弁護士や検事等法曹界への道も目指しましたが、ふるさとむつ市への思いもあって、4年次に国家公務員1種試験を受験、見事に不合格となり、大きな挫折も味わいました。1年留年して、平成14年に合格、平成時代の折り返し、平成15年に同大を卒業し、国土交通省の門をたたくことができました。そのときは、一人の国家公務員として「日本を今一度せんたくいたし申候」と明治時代国を開いた草莽の志士と同じような気持ちであったと思います。

平成15年から平成19年まで、国土交通本省に勤務し、国土形成計画法、道路整備費の財源の特例に関する法律、バリアフリー法など、それぞれの年度を中心となる法案について案文の作成、内閣法制局審査、各省調整など最前線での業務を担当し、まさに昼夜を問わずの作業、そして国会対応に追われる日々でありました。

そんな中、当時交際していた妻と平成17年に結婚、当時の国土交通省幹部が結婚式でむつ市まで駆けつけてくれました。そのとき国土計画局長が私に一言、「君は、こんなところから出てきたなんてすごいな」と、どのような意味でおっしゃったのかは想像するしかありませんが、私は「むつ

市も日本です」と堂々と切り返したのを覚えております。

平成20年には、東北地方整備局用地部で用地企画課長を拝命し、道路、河川、ダムなどの現場を担うことになりました。まさに東北中を駆け回りながら本省との調整に明け暮れ、制度だけでは絶対に動かない現場感覚を身につけたと感じています。東京暮らしになれていたころですので、東北の空は広いとふるさとむつ市を思いながら、米沢から仙台への帰路の公用車で感じたのを思い出します。

同年の平成20年には第1子が誕生し、父となりました。愛知の実家に帰る妻を仙台空港に見送ったとき、子供を連れて戻ってきて3人で車に乗ったときの車の重さが、子供の体重以上に重くなった感覚が今でも忘れられません。

平成21年には、民主党が政権を担うことになり、本省に戻ることになりました。まちづくり推進課の課長補佐として全国のまちづくりの担当を拝命し、法案、予算、税制を一手に担い、国土交通省全体で見ても最も忙しい部局の一つであったと思います。

そのような中、当時故宮下順一郎むつ市長が水源池公園の整備について、全国からお客様の来る自衛隊の観桜会が開かれるまちの顔であるので整備したいと要望と相談があったことをよく覚えています。

平成24年には、念願がかなって国土交通省から外務省北米局北米第一課に異動があり、在ニューヨーク総領事館に赴任することになりました。タイムズスクエア近くの高層マンションでの暮らしで始まりましたので、最初の半年は生活も仕事も「オーマイガー！」の連続でありましたが、自分のペースを取り戻してからは大変充実した日々でありました。政務担当、経済担当の領事として大統領選挙、連邦議会議員選挙の分析を初め米国で

の慰安婦問題、日系企業支援などに従事したほか、6つの管轄州を超え、首都ワシントンDCの連邦議会議事堂や在米日本国大使館でも勤務に携わることができました。国連総会時には、二国間会談班の一員として国連の日本政府代表部の外務省一等書記官らと机を並べ、国連本部でも業務を行うことができました。安全保障理事国の部屋で、中国の外務省代表部のメンバーとCNNで繰り返し流される尖閣ニュースを眺めたときの緊張感をきのうのこのように思い出すことがあります。

そして、海外での経験は、いかに自分自身が狭い世界の中でこれまで生きてきたのか、そして日本という国がどれだけ世界の中で取り残されつつあるのかということを感じた経験でもありました。

そうした中、平成26年に前市長が急逝し、第16代のむつ市長として就任して以来は、浅利議員を初め皆様ご案内のとおりでございます。

つい5年前の平成25年は、むつ市で今現在暮らしていることは、私も家族も想像しておりませんでした。しかしながら、「人間万事塞翁が馬」という言葉がございます。こうして議場でも、市内でも多くの仲間に関われて新しい生活が平成の最後にできていることに心から感謝をしたいと思っております。

また、妻や家族にもせつかくの時代の節目ですので、感謝をしたいと思っております。

浅利議員は、平成を水色と表しましたが、私自身はここに語り尽くせない数々の思い、思い出もありますので、平成はカラフルな時代だったと表させていただきます。

ご質問の2点目、次の時代に期待することはとの問いですが、私は時代そのものには何も期待はいたしません。自分自身が次の時代を切り開く旗手となるよう研さんを重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、陸奥湾洋上風力発電事業に関してのご質問の1点目及び2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、洋上風力設置に関する私自身の考えについてお答えをさせていただきます。陸奥湾のすばらしい眺望と豊かな海の恵みの価値を後世に伝える必要があると私自身は考えておりますので、当該事業につきましては、反対の立場を表明させていただきます。

なお、私のこの考えにつきましては、既に青森県知事に対して申し伝えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、今年度原子力施設立地4市町村が実施した要請についてのご質問の1点目にお答えいたします。去る2月18日に行われた世耕弘成経済産業大臣への要請の中で、新たな財政支援として中間貯蔵に関する新たな交付金を新年度予算において措置する方針を示していただいたところであります。これまで5年にわたって4市町村長で続けておりました要請活動の最大の成果の一つであると認識しており、地域の実情をご理解いただいたうえで対応だと考えております。

国及び青森県に対し要請した内容及び回答並びにご質問の2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目、今後の原子力行政への取り組みについてお答えいたします。まず私は、今後においてもしっかりと国のエネルギー政策に協力していくことを改めて申し述べさせていただきます。そのうえで、4市町村懇談会での活動につきましては、立地地域が抱える課題を一つでも多く解決できるよう積極的に行動してまいりたいと考えております。

次に、大湊浜通線の融雪溝事業促進についてのご質問にお答えいたします。市道浜通線の融雪溝整備の見通しにつきましては、融雪溝未整備区間

約2.3キロメートルを整備する予定としており、むつ市総合経営計画の中でも「道路基盤の整備」として掲げ、取り組んでいるところでございます。

市道浜通線の融雪溝整備工事は、平成11年以降休止しておりましたが、国等の支援を求めながら、来年度実施設計を行い、再来年度から工事に着手し、その後遅くとも5年をめどに工事完了したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 陸奥湾洋上風力発電事業に関連してについてのご質問の1点目、新聞報道の蓋然性、信憑性は、についてお答えいたします。

議員ご指摘の新聞報道につきましては、ことしの元旦に報じられているところでございます。このことに関連して、青森県が公表している環境影響評価の現状状況において、陸奥湾内で事業実施区域とされる事業として2件の洋上風力発電事業に関する環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの現状が進行中となっております。

次に、ご質問の2点目、海上自衛隊陸奥湾機雷戦訓練への影響は、についてお答えいたします。陸奥湾内において計画されている洋上風力発電事業の計画区域と海上自衛隊が毎年実施している陸奥湾機雷戦訓練、いわゆる陸奥湾掃海訓練を行う海域について、東北防衛局による告示内容と比較いたしますと、訓練海域のおよそ半分が重複することとなります。このことにつきましては、昨年12月、海上自衛隊大湊地方総監部からも、場所によっては各種訓練に影響を及ぼすとして懸念がある旨を伺っております。

次に、質問事項の3、今年度原子力施設立地4市町村が実施した要請についてのご質問の1点目、国及び青森県に対し要請した内容及び回答についてお答えいたします。去る1月28日、三村申吾青森県知

事に対して、次の3点について要請をしております。

1点目として、国への要請に知事が同席すること、2点目として、企業誘致に当たって4市町村に特段の配慮をすること、3点目として、青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分方法を改善することの3点についてであります。これらの要請に対して三村申吾青森県知事からは、1点目について、国などに責任ある対応を求めている、2点目について、それぞれの市町村と連携をとりながら進めてまいりたい、3点目について、一定程度の環境変化があったときには、見直しについても検討したいとそれぞれ回答がありました。

世耕弘成経済産業大臣に対しましては、2月18日に次の4点について要請しております。

1点目として、国は責任を持って核燃料サイクル政策をより強力に推進すること、2点目として、新たな財政支援を行うこと、また下北半島縦貫道路を初めとする避難道路の早期整備に向け、関係省庁の連携のもと、地域の実情に即した施策を講じること、3点目として、国は原子力発電所の再稼働について、国民の理解を求める施策を展開するとともに、一日も早い再稼働への道筋を示すこと、4点目として、国は新規制基準適合性審査がより迅速に進められるよう指導することの4点についてであります。

これらの要請に対し世耕経済産業大臣からは、1点目について、国も積極的に関与しながら取り組んでいく、2点目について、地域の課題解決に向け関係省庁としっかり連携して取り組んでいく、新たな財政支援について、新年度の措置としてしっかり対応してまいりたい、3点目について、引き続きいろいろな取り組みをしていく、4点目について、着実な事業実施に向けて各事業者が原子力規制委員会の安全審査にしっかりと対応するよう引き続き指導していくとそれぞれ回答があっ

たところでございます。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 質問事項3、今年度原子力施設立地4市町村が実施した要請についてのご質問の2点目、青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分規定についてお答えいたします。

青森県核燃料物質等取扱税交付金の立地市町村等への配分につきましては、青森県核燃料物質等取扱税交付金交付要綱におきまして、30億円または青森県核燃料物質等取扱税の収入見込額の18%に相当する額のいずれか低い額以内と定められており、現行の交付要綱に改正された平成26年度以降につきましては、30億円を上限として配分されております。

また、青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分要領におきまして、立地市町村及び周辺市町村への配分割合はそれぞれ50%と定められております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、質問の1点目の平成を回顧して、からでありますけれども、市長の平成というのは、水色ではなくカラフルで、波乱に富んだ人生であったというように述べておられます。また、平成17年に結婚されたということで、奥様とともに苦労されたことは重々予想されますし、奥様の苦労も大変だったのだというような思いはあります。また、これから次の御代になっても、この波乱に富んだ人生はまだまだ続くというような思いであります。

そこで、五木寛之は、明治、大正、昭和、平成は、強烈な時代と控え目な時代が交代で続いていると、次の時代は強烈な激動の時代になるかもしれないと予測しておられます。宮下宗一郎市長には、次の激動の御代でも何事にも積極果敢に挑戦

し、むつ下北の期待を担う星になってほしいと願うものでありますが、この期待に応える心構え、覚悟はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

期待こそ政治家を成長させるエネルギーになると私は思っておりますので、浅利議員を初め皆様の期待に応えられるよう研さんを重ねてまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 我々がいろいろ市内を歩いていると、市民の皆さんから、市長に期待する声、そしてやり過ぎるのかなというような心配の声も多々あります。しかし、これはちょっと語弊がありますけれども、市長は私と三回り違うのです。36歳の年に生まれたかわいい子供のようなものなのですけれども、やんちゃで、時にははらはらするときもありますが、進取の気に富み、むつ市政を積極的にリードしていると私は認識しております。これからも信ずる道を真っすぐに進んでほしいと願いまして、次の質問2のほうに入ります。

質問の第2は、陸奥湾洋上風力発電事業に関連して、からでありますけれども、県は本年度内に洋上風力発電に係るゾーニングマップを作成するとしておりますけれども、具体的な内容はどのようなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

青森県が平成29年度から今年度までの2カ年度で実施しております風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業につきましては、洋上風力発電事業を実施するうえでの課題や自然的、社会的情報等を整理し、県内における将来的な風力発電事業及び関連産業の振興に資することを目的にゾーニングマップを作成するものであると青森県から伺っております。

また、事業の内容についてであります、ゾーニングマップの作成に当たり、関係機関等で構成される協議会を開催するほか、風況実測調査や関係団体等へのヒアリング、風況シミュレーションなどを行っているとのことでもあります。これらを通じて、事業者などによる洋上風力発電計画の検討に資するほか、ゾーニング結果のPRにより県内における将来的な風力発電事業及び関連産業に資することが効果として期待されているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。県はゾーニングマップで立地が困難、調整が困難、または特に配慮が必要といったエリアを設定すると報道されておりますけれども、海上自衛隊陸奥湾機雷戦訓練の例年の訓練海面は、これらいずれかの困難な区域に設定されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

本年1月21日に行われました青森県議会商工労働観光エネルギー委員会において、ゾーニングマップにおける陸奥湾掃海訓練海域の取り扱いについて、むつ市選挙区選出の越前陽悦議員から質問が出されており、県の答弁は、これまでの訓練による先行利用の実績や訓練海域について告示されていることなどを踏まえ、立地が困難なエリアまたは調整が困難、または特に配慮が必要なエリアとして設定される見込みである旨の内容と伺っております。

いずれにいたしましても、昨年11月に国会で成立しました海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、陸奥湾で将来的に計画される洋上風力発電に関する事業につきましては、今後行われる国によ

る促進区域の指定及び占用許可が同委員会での答弁と整合性を持って進められることが必要なことに加え、陸奥湾における先行利用者である漁業者との調整や環境アセスメントが十分になされるべきものと考えております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 海上自衛隊陸奥湾機雷戦訓練は、むつ市経済にとっても、また人的交流の面でも大きなウエートを占めていると思います。海上自衛隊では、訓練に支障があれば、他地域に訓練海面を変更する可能性もあります。市長としてはどのように考えるか、再度お尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私の立場につきましては、先ほど壇上で申し上げたとおり、反対でございます。

国防に関してでありますけれども、これはきのうの議論でもありましたが、国防に関しては国の専管事項でありますので、我々はこれに協力する立場であるということだと思います。

私は、先ほどの反対の表明というのは、まさに景観の価値というものを後世に残したいという思いであります。閉鎖性水域、閉鎖はされていません、半開放形ですけれども、そういった水域の中で洋上風力をやるのが果たして後世に我々が残すべき陸奥湾の価値を減耗させるのではないかと強い懸念がありますので、そのような形で反対をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。ただいま市長もはっきり反対と表明していただきました。

この風光明媚な陸奥湾に風車が乱立することについては、私も絶対反対であります。今後この件についての取り扱いにつきましては、慎重なうえ

にも慎重な対応を強く要望させていただきます。

次は、質問の第3、青森県知事に対し原子力施設立地4市町村が実施した要請について、からお尋ねします。資料によれば、青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分方法について、福井県に比べまして大きな格差が感じられております。核燃料物質を直接取り扱う立地地域に優先配分するのが常識ではないかと思えますけれども、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これは、知事にそのような形で我々要望させていただきました。例えば福井県、県が違いますので、状況は違うと思えますが、例えば福井県の例を挙げますと、全体の収入の4割、これを立地自治体に交付しているというのが実情です。これを例えば青森県に当てはめると、現状30億円という上限を設定されていますが、この4割だとすると、実は80億円立地地域に交付していると、交付しなければならないということになります。したがって、50億円分はある意味福井県との関係でいきますと県が納めているという状況にあります。

これは、こうしたことは、ただちに私はこの条項を改正をしていただいて、少なくとも税収が延びた場合には追加して交付するというような形にさせていただきたいということはすごく論理性があってまともな主張だというふうに思いますが、我々の声だけでは、実は今のところ届いておりません。ぜひ議会でもそのような声を上げていただくことを強く要請をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 全くそのとおりです。

それで、もう一点、2月19日の新聞報道によれば、経済産業省からむつ市の使用済燃料中間貯蔵施設に新たな交付金が設定されるとの報道がありましたけれども、4市町村が実施した要請の成果

と捉えていいでしょうか、お尋ねします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この報道については、まさに今議員がご指摘のとおり、4市町村懇談会の取り組みなくしてはできなかった最大の成果だというふうに思っております。これもむつ市だけということではなくて、立地地域全体が政治の声を結集して上げた成果でございますので、ぜひ先ほどの件も議会でも声を上げていただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） これまで国の原子力政策について真摯に協力してきた自治体に対して、いささか報いるところが薄いと私は思っております。特に青森県核燃料物質等取扱税交付金については、先ほど市長から説明がありました、県の税収がふえているにもかかわらず、当市に対する交付額が減少する傾向にあるということについては、親が子のすねをかじるというような例にも等しいのではないかと私は思います。今後とも4市町村長懇談会等を通じ、立地地域の実情を訴え、改善に努めていただきたいと強く要望いたします。

質問の第4の大湊浜通線の融雪溝事業促進について、からお尋ねいたします。大湊浜通線は、交通量に比べまして路幅が狭く、交差に非常に苦労しているという現状にあります。最も狭い路幅は幾らなのか、またこのたびの融雪溝工事で路幅拡張の、その狭いところの拡張の余地はないのかということをお尋ねします。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

市道浜通線の最小幅員は約4.1メートルとなっております。基本的には道路敷地内での整備を予定しておりますが、実施設計の際に拡幅が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今回の事業の工期は何期ぐらいに分けてやるのでしょうか。

それともう一つ、ちょっと懸念されているのが途中で、村井商店というところでストップしているのですけれども、それ以降なぜストップしたかというところをいろいろ聞いておりますと、工事のために道路を遮断すると、事業をしている人が商売に影響があるというようなことでとまったのだというようなこともうわさとしては聞いているのですけれども、それで工事で交通遮断した場合の迂回路というのはどういうふうになるのかというふうなことも含めてお尋ねします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、工期についてですけれども、来年度実施設計をします。設計ができた後に、その工期については財源と調整を図りながら、何工区に分けて事業をするか、それを何年に分けてやるかということを決めていきたいと思っておりますが、遅くとも5年以内に全ての事業を完了したいというふうに思っています。

その工事を行っている間の迂回路については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

迂回路につきましては、ご不便をおかけしないように今後実施設計等で十分検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

もう一点、この路線は長い間道路の補修を実施していなかったのです。それで、道路がへこんだり亀裂があったりして、非常に悪路になっておりますけれども、この融雪溝の整備とあわせまして、道路の補修計画はないのかということをお尋ねい

たします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

道路の補修につきましては、基本設計において既に検討しているところでございます。そして、その実施設計においても、当然補修についても検討しますが、いずれにいたしましても工事の着手前までに沿道の皆様にこの融雪溝整備に係る説明会を実施させていただいて、その要望も踏まえながら、もちろん全部要望を受けることはかなわないかもしれませんが、要望も受けながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

壇上でも申し上げましたけれども、沿線住民の皆さんが高齢化しまして、除排雪作業に非常に苦慮しているのが実情であります。先ほど宮下市長から、再来年度から工事に着手し、5年をめどに工事を完了したいとのご答弁がありました。そうですね、5年。ようやく念願がかない、沿線町内の皆さんもひとしく喜んでおります。このうちは、一冬でも早い工事の繰り上げを要望し、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（白井二郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇

を求めます。25番鎌田ちよ子議員。

（25番 鎌田ちよ子議員登壇）

○25番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子でございます。むつ市議会第239回定例会に当たりまして、3項目6点にわたり一般質問させていただきます。宮下市長を初め理事者の皆様の簡潔明瞭、誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

質問の1は、ふるさと納税の取り組みについてお伺いいたします。生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい、ふるさとのために貢献したいという思いと願いで自治体に寄附した相当額が、今住んでいる自治体の住民税などから控除される制度です。さらに、災害地など応援したい自治体に寄附を行うことができるふるさと納税は、総務省が昨年発表した2017年度の寄附総額は、前年度比1.28倍の約3,653億円、1,730万件を超えて、5年連続最多を更新いたしました。

現在全国の自治体が財源確保に向けて、さらには地場産品のPR促進面など、さまざまな取り組みがなされています。返礼品競争が過熱し、総務省は、一昨年4月に返礼品の価格を寄附額の3割以下にすることとし、昨年4月には返礼品は原則地場産品とすることなどの見直しを求め、寄附額が大きく下がった自治体があったにもかかわらず、全体では最多を更新している現状であり、ふるさと納税という制度の定着が感じられます。

総務省は先月、ふるさと納税の返礼品として認められる地場産品について、現時点での考え方を自治体の区域内で生産された物品または提供される役務に加え、これらに類するものと規定いたしました。そして、このほか自治体を訪問し、宿泊することを条件とした旅行券も地場産品に含まれるとしています。

さらに総務省は、過熱する返礼品競争を是正する法規制を決定いたしました。地場産品以外を送

った場合など、基準に反した自治体には寄附者の税額控除を認めない姿勢を示しています。また、引き続き制度に参加したい自治体は、法成立後に総務省に申し出る必要があり、返礼品や寄附の募集方法が適正かどうか確認し、問題のない自治体を5月に指定するとの報道がありました。

ふるさと納税の取り組みについて、制度の見直しに対する本市の考え方並びに市財政への効果についてお尋ねいたします。

質問の2は、資源循環型のまちづくりについてお伺いいたします。2016年、国連環境計画におきまして、2050年、海に漂うプラスチックごみの重量は、世界中の海の魚を全部合わせた重量を超えると発表し、世界を驚かせました。海洋汚染のうち約8割をプラスチックごみが占めています。毎年約800万トンのプラスチックごみが海に流入し、約1億5,000万トンのプラスチックごみが海にたまっており、「DAYS JAPAN」2017年11月号により報告されました。

国連は、プラスチックごみによる海洋汚染を温暖化問題に匹敵する世界的問題と位置づけています。アシカやアザラシ、イルカなどは好奇心が強く、見なれないものがあると近寄ったり、ごみの陰に集まる魚を食べようとして、リング状のプラスチックが口に挟まり死んで発見されたり、魚の網とプラスチックごみが重なったところにウミガメの体がひっかかり死んで見つかるという状況が確認されています。ウミドリにおきましても、漂流するごみを餌である魚と区別することができず、間違えてごみを食べ、栄養がとれず死んでしまうという調査報告もありました。

また、最近では、昨年8月、鎌倉市由比ガ浜で3カ月から6カ月と想定される鯨の赤ちゃんが漂流し、死んで見つかりました。本来鯨の赤ちゃんは、お母さんのおっぱいしか飲みません。しかし、お腹の中にはプラスチックがあったと伝えられて

います。神奈川県は、このことを重く受けとめ、「クジラからのメッセージ」として、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。プラスチック製のストローやレジ袋の利用廃止、回収などの取り組みを市町村や企業、県民とともに広げていくことで、2030年までにできるだけ早期にリサイクルされない廃棄されるプラごみゼロを目指しますというものです。

2030年までにプラごみをゼロにするという目標は、昨年6月、カナダで開催されたG7シャルルボワ・サミットで、「G7海洋プラスチック憲章」として採択された目標でもあります。深刻化する海のプラスチックごみ対策に法的拘束力のある国際条約の策定も検討するべきであるとの勧告を国連環境計画の専門グループがまとめ、ケニア・ナイロビで開催する第4回国連環境総会での議論を求めています。

プラスチックごみ対策については、再生材の原料として最大の輸出国であった中国が、環境汚染の懸念から2017年末に受け入れを厳しく制限したことによりまして、2018年に輸出したプラスチックごみの量は3割減となりました。

3R、使い捨てプラスチックの削減などの発生抑制、再使用、リサイクルの推進について、市民、事業者、そして行政が目的を明確にしてノウハウや情報を共有し、主体的に取り組むことが求められています。プラスチックごみ削減に向けた取り組みについてご所見をお伺いいたします。

次に、食品ロスの削減推進についてでございます。我が国は、全食料の60%以上を輸入に頼り、食料自給率はカロリーベースでわずか38%と、世界最大の食料輸入国です。そして、本来食べられる食品が捨てられている食品ロスについて、日本全体で年間約646万トン発生し、そのうち約半分は家庭からの廃棄で占められているとの報告がありました。

世界中で9人に1人が栄養不足に陥り、発展途上国では5歳になる前に命を落とす子供が年間500万人に上ると言われ、飢餓で亡くなる状況を救うために世界全体で行われている食料の支援量は約400万トンで、日本の食品ロスの量は、それを大きく上回っている状況にあり、食品ロスの削減は官民挙げて取り組まなければならない重要な課題でございます。

県では、宴会の機会が多い12月から1月までの2カ月間、乾杯後の30分間とお開きの前の10分間、自席で料理を食べる時間を設ける3010運動の実践による宴会料理の食べ残し削減作戦と、あわせて家庭における食品ロスの削減を目的として、「もったいない！料理は食べきる強化月間」を実施しています。

平成29年4月より実施している八戸市のホテルでは、食べ残しが少なくなったことで後片づけが短時間で済み、残業時間も減ってきたなどの効果が聞かれています。

また、食品ロスを減らす目的で消費者への意識啓発や未利用食品を災害支援や社会福祉に活用するフードバンク活動支援などに向けた取り組みが重要視されています。

環境教育、食育を通じた食品ロス削減の啓発や家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、宴会や飲食店などでの持ち帰り運動や残さず食べ切る運動の展開など、食品ロス削減に向けた取り組みが重要と考え、ご所見をお伺いいたします。

質問の3は、子育て支援、医療的ケア児と保護者支援についてお伺いをいたします。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正により、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応が求められるようになりました。医療的ケア児は、周産期医療の発達などを背景に近年多くなりました。医学の進

歩でNICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器の使用や食事のチューブを胃に通すなど、医療機器を使用し医療的ケアが日常的に必要な子供たちがおります。医療的ケア児は、常時医療が必要なため、保護者は本人から片時も離れられない状況があります。肉体的、精神的に大きな負担がかかっています。

国は、平成28年の児童福祉法改正により、医療的ケア児と保護者が安心して生活できる体制づくりについて、成長の過程で切れ目のない支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育などの連携促進を自治体の努力義務としています。医療的ケア児の保育園入所の現状と課題について、保護者に対する個別支援についてお尋ねいたします。

次に、子供の眼科検診についてでございます。2017年4月、厚生労働省より各都道府県母子健康所管部宛てに、3歳児健康診査における視力検査の実施について、支援依頼の文書が出されました。子供の目の機能は、生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成します。3歳児健康診査において、強い屈折異常、遠視、近視、乱視、斜視が見逃された場合に治療がおくれ、十分な視力が得られないとの指摘がなされ、市町村において視力検査が適切に実施されるよう都道府県の支援を依頼するものです。

要点として、1、3歳児健康診査を受診する幼児の保護者に対し、子供の目の機能は6歳までにほぼ完成するため、3歳児健康診査において、異常が見逃されると治療がおくれ、十分な視力が得られないことがあることを周知すること、2、月齢によっては、ランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において視力検査を適切に実施することができたか保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった場合は必ず3歳児健康診査の会場にお

いて視力検査を実施することが記されています。

3歳児健康診査で屈折異常や斜視が見逃されてしまえば、治療がおくれ、気がついたときは視力が出なくなっていたという状況があります。3歳児健康診査における眼科検診体制の充実と強化を願い、受診状況についてお尋ねいたします。

次に、子供の視力低下の低年齢化が問題になっています。特に小・中学校の児童・生徒の視力が年々低下している実態が浮き彫りになっています。

文部科学省発表、今年度の学校保健統計調査では、裸眼視力が1.0未満の割合が、幼稚園26.68%、小学校34.10%、中学校56.04%、高等学校67.23%と、前年度と比較し、幼稚園、小学校及び高等学校で増加、さらに小学校及び高等学校では過去最高となりました。

裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学校で3人に1人、中学校は過半数、高等学校では3人に2人となっており、過去最低水準と深刻な状況でございます。

報道などでは、スマートフォンやゲームなどの画面を近くで見る生活習慣が原因との指摘があります。一方で、スマート老眼という言葉も注目され、一般的な老眼とは異なり、20代から30代のスマートフォンを多く使用する人に見られ、手元の文字が見えにくく、近くのものにピントが合わず視界がぼやけるなど、老眼と同じような症状との報告があります。

スマートフォンは、操作性も簡単で、ずっと同じ姿勢のまま、指先一つで延々と使い続けることにより、視力への影響が大きいと考えられます。目の負担がふえるため目の老化が進み、緑内障など高齢者に多い目の疾病に若くしてかかるリスクも高いと指摘をされています。適切に使うことが求められ、子供たちへの対策について、自治体として可能な限り対応が必要と考えます。学校保健

統計調査における子供の視力低下の現状認識についてお伺いをいたします。

以上、3項目について壇上からの質問といたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の取り組みについてのご質問の1点目、制度の抜本的な見直しに対する本市の考え方についてお答えいたします。当市におきましては、かねてよりふるさと納税制度の趣旨に賛同し、ふるさと納税の推進に取り組んでおります。このたびの改正で、当市が影響を受ける部分はないものと認識をしております。

一方で、公平公正な制度のもと、全国の自治体が互いに切磋琢磨し、地域の魅力向上に努め、それに共感いただき、支援の輪が広がるといった好循環が生まれるものと期待をしているところであります。

次に、そのほかの質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援についてのご質問の2点目、子供の眼科検診についてお答えいたします。学校保健統計調査における児童・生徒の視力低下の現状認識についてであります。今年度の眼科医への受診を勧める基準である視力0.7未満の児童・生徒の割合が、小学校で32.99%、中学校で58.09%となっており、5年前の平成26年度と比較しますと、小学校では4.25ポイント、中学校では0.64ポイント増加しております。

小学校期の学年ごとの比較を見ても、小学5年生以下が軒並み増加しております。特に小学4年生が8.37ポイント、小学1年生が7.16ポイント増加しており、視力低下の始まる時期が低年齢化している傾向にあります。

各学校では、眼科検診で視力の低下が見られた児童・生徒に対して、まずは各家庭に眼科医への受診を勧め、医師の指示に従い、適切な措置をとるようにお願いしているところであります。

また、視力低下の要因の一つに挙げられているゲーム機やスマートフォンの使用について、ノーゲームデーと称してゲームをやらない日や1日の制限時間を決めるなどして、生活習慣の改善にも家庭と一緒に取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） ふるさと納税の取り組みについてのご質問の2点目、市財政への効果についてお答えいたします。

まず、本市の現状と市財政への効果についてですが、平成29年度決算で申し上げますと、歳入1億9,660万4,000円に対し、返礼品や送料、委託料等の事務費歳出が1億1,912万3,097円となっており、差し引き7,748万903円が実収入額となり、ふるさと納税を通じ、大きなご支援をいただいているものと認識しております。

今後の寄附確保に向けた取り組みといたしましては、首都圏での新聞折り込みやマンションへのポスティングに加え、来年度はデジタル配信を開始した返礼品カタログのさらなる周知、訴求力の高いSNS広告を開始するとともに、首都圏飲食店とコラボし、そのお客様をターゲットとしたプロモーションイベントの開催を計画しております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税制度は本市の魅力をPRするとともに、むつ市のうまい

特産品を全国にPRできる場でもありますので、引き続き制度の趣旨に従い取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 資源循環型のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、プラスチックごみ削減に向けた取り組みについてであります。市ではむつ市総合経営計画に掲げる循環型社会の実現を図るため、3Rの推進に取り組んでおります。

意識の醸成に向けた具体的な取り組みといたしましては、広報むつに月間ごみ排出量を掲載し、ごみの排出量の見える化を行い、ごみの削減とリサイクルの周知啓発を図っているほか、青森県と連携して、むつ産業まつりや市内スーパーの店頭でごみ削減や3R推進のキャンペーン活動を実施しております。

また、プラスチック系資源ごみの分別収集と集団回収を実施しており、昨年度はアックス・グリーンを通じてペットボトルと白色トレイを86トンリサイクル業者に引き渡しております。

国際的な環境問題となっているプラスチックごみ対策については、今後国の方針が示されるものと考えており、その方針に従い、ごみの削減に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、食品ロスの削減推進についてであります。家庭から排出される燃えるごみの約4割が生ごみで、食べ残しや捨てられる食品などの食品ロスが大半を占めていることから、食品ロスの削減はごみの減量化となり、環境にやさしいまちづくりにつながる重要な施策であると考えております。

市といたしましては、旅館やホテルなどの産業関係団体、市民団体、教育関係団体及び県や市長

会などの行政機関で構成されるもったいない・あおもり県民運動推進会議が推進する3010運動や、食品は使い切る、料理は食べ切る、生ごみは水気を切るの3つの「きる」の実践を周知啓発し、市民の皆様と協働で食品ロスの削減とごみの減量化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 子育て支援についてのご質問の1点目、医療的ケア児と保護者への支援についてお答えいたします。

市内保育施設においては、看護師の不足や設備不足等の理由により、全ての医療的なケアを必要とする児童の受け入れが困難な状況があるため、保護者から安心して預けられる施設を希望する声も寄せられております。

医療的ケアを必要とする児童や保護者への支援につきましては、ことしの6月に完成予定の新たな施設で一定程度受け入れが可能となりますので、こうした動向を踏まえ、国や県と連携しつつ、むつ市総合経営計画に掲げる「障害者福祉の充実」の目指す姿である「障がいのある人もない人も共に暮らせる社会」を目指して、関係各課と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、子供の眼科検診についてお答えいたします。当市では、子供の成長の発達の確認と疾病の早期発見を目的に、3歳児健康診査を実施しており、その中で目の機能もチェックしております。

過去3年間のデータでは、年間約2%、10名程度が精密検査が必要と判断されており、内容は斜視疑い、色弱疑い、近視疑いなどとなっております。また、精密検査の受診率は約70%で、そのうち20%が異常なし、72%が経過観察や治療が必要となっております。

子供の目の機能の発達のおくれは、その後の視

力にも影響することから、3歳児健康診査における視力検査の重要性について保護者に周知するとともに、精密検査の受診勧奨及び未受診者への対応について徹底し、むつ市総合経営計画の施策に基づき、「子どもすこやか母子保健」の充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

申しわけございませんけれども、今お答えいたしました子供眼科検診の中で、精密検査の受診率のところで、約70%で、そのうち20%とお答え申し上げましたけれども、28%の間違いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。

質問の1、ふるさと納税、再質問させていただきます。昨年12月、にせふるさと納税サイトが大きな問題になりました。にせサイトは、自治体サイトの画像を巧みに無断使用し、そっくり過ぎて見分けがつかないなど、皆さんの善意に対し、絶対許せない事案でございます。むつ市としても、新年度新たな取り組みということで部長から説明を受けましたが、このにせふるさと納税サイトにひっかからないように気をつけながら、頑張っていたきたいと思います。

国では新しい支援を打ち出し、特にプロジェクトに対して寄附募集を行うクラウドファンディング型ふるさと納税を推奨しています。クラウドファンディングとは、インターネット上で、こんなプロジェクトを実施したいので、お金を提供してくださいと呼びかけ、群衆（クラウド）から資金調達（ファンディング）することをいいます。その中で自治体がプロジェクトの主催者となるガバメントクラウドファンディングと呼ばれるものが自治体の財源不足、またクラウドファンディングの浸透、共感を集めるプロモーション手法として

有効であるという認知の広がりを背景に活性化しています。

ふるさと納税にクラウドファンディングを活用するメリットとして、資金調達をしやすいこと、資金の用途が明確に限定されること、ふるさと納税本来の趣旨に合った運用ができること、ふるさと納税の潜在層を掘り起こすことができること、愛着と共感を集めることができることなどがあり、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用することで潜在している市場を掘り起こし、寄附額を伸ばしながら、寄附者と強い関係性をつくることができます。

国が推奨しているふるさと納税に対しまして、このクラウドファンディング型ということに取り組むことにつきましてのご所見をお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今後ふさわしい事業があれば、このガバメントクラウドファンディングについても取り組んでいきたいと考えております。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） 市長は、これまでふるさと納税に対しましては、特にいろいろな思いの中で取り組んでこられたと思います。部長からもお答えをいただいておりますが、市長の思いとするこのふるさと納税とまちづくりの財政に対する取り組みについて、思いがありましたら、ぜひお聞かせをお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

パンフレットが今私の手元にあります。そこに「想い 思いをつなぐ、みち。」ということで書いているのですが、ふるさとを離れたむつ市の皆さんがむつ市に貢献できる一つの大きな手法として、このふるさと納税がございませう。また、昨今

は関係人口としてむつ市に関係ある方々が全国に散らばっていると。その方々からもむつ市に対する思いをつなぐ、そういう手法だというふうに思っております。そして、我々は厳しい財政状況の中で市民の暮らしの向上、そしてむつ市のPRのためにさまざまな事業をしていかなければいけないということですので、このふるさと納税の制度を積極的に活用して、これからもむつ市発展のために努めていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） むつ市だけの特別なふるさと納税とかそういう目玉があれば、市民の皆様も期待するところだと思いますので、ぜひ庁舎一丸となって取り組んでいただくよう要望いたします。

質問の2のプラスチックごみ削減についてでございますが、実はけさびっくりしたのが、議員控室で、今まではコップがプラスチック製だったのですが、本日より紙製のコップにかわりまして、議会からの取り組みとして、身近なところからプラスチックを削減するという取り組みがなされたことに、けさはうれしいことの一つだと思っていた次第でございます。

このプラスチックは、やはり私たちの日々の生活の中から見直していかなければならない。これは、3Rの推進はもちろんのことでありますが、地域を巻き込んだ大きな主体的なことで進めていかなければならない。それがイコールごみの削減につながって、自分たちの税金がごみに使われなくて違う面に使っていけるという大きなメリットにつながるのではないかと考えております。

食品、また食品ロスの削減についてでございますが、私ども公明党は、議員立法による食品ロス削減推進法の取りまとめとして、同法案では削減に向けた国と自治体の責務や施策の方針などを定

めるよう求めたほか、食品事業者の責務、消費者の役割などを示し、多様な主体が連携しながら国民運動として取り組むことを明記いたしました。

消費者や事業者に対しましては、食品ロス削減に向けた理解や関心を深める教育、また学習に加え、知識の普及啓発に取り組むことが求められます。

当市におきましても、部長からご答弁いただきましたように、生ごみの削減のためにいろいろな形で取り組んでこられました。また、生ごみを堆肥化するための段ボールコンポスト講習会も私も一度参加をさせていただきましたが、無償で材料を提供し、それぞれの家庭で野菜づくりなど、身近なところから生ごみを堆肥化するという、子供たちにとりましては学習にもなっている取り組みだと思っております。

食品ロスの削減の取り組みは、この生ごみの排出抑制に直結いたしますし、またさらに環境教育や食育、また食生活改善グループの活動や生涯学習課としてのセミナー、出前講座など、そして大きくは公民館活動など、皆さん一体となって取り組むことが大きな成果にこれからもつながっていくのではないかと思いますので、全庁挙げての取り組みをよろしく願いいたします。

次に、質問の3の医療的ケア児と保護者支援についてでございます。身近な場所に通所支援事業者や短期入所施設が少ないために、昼夜を問わず医療的ケア児を介護する保護者の負担が重く、社会との交流もできずに、皆さんは孤立化を招きやすい状況にあるのではないかと思います。行政としての支援の充実も求められていますので、先ほど6月に開所予定のそのようなうれしいお話も伺いましたが、この施設の整備に関しましては、これからも本当に一つ一つ支援していかなければならない大きな問題だと認識をしております。

医療的ケア児への医療や福祉サービス、就学な

どに関する相談、情報提供できる専門の市役所の担当課の方も頑張っではいらっしゃるのですが、コーディネーターの養成もこれからは必要になっていきますし、早期にこのコーディネーターということで養成をしていただきたいと思うところでございます。このコーディネーターと各事業所のいろいろな、生まれてからのその場面場面での支援を厚くしていただきたいということを要望いたします。

子供の眼科検診について再質問させていただきます。当市の子供たちの視力低下の厳しい現状は、先ほど教育長から、また担当部長からご答弁いただきました。再認識をしたところでございます。改めて3歳児健康診査での眼科検診は、子供たちの視力低下や眼鏡の必要性を軽減されるために重要と考えたところでございます。

現在眼科検診は、家庭でのランドルト環の活用と問診票により実施されています。問題は、家庭で行うランドルト環の正確性がどこまで担保されているかということではないでしょうか。

東京医科歯科大学の大野京子教授は、大部分の弱視は3歳児視力検査で発見されると、治療により視力の回復が期待できるが、6歳以降になると回復が困難になり、弱視は近視と異なり、眼鏡で矯正しても視力が十分に出ないと指摘をしております。

自治体の中には、3歳児健康診査にスポットビジョンスクリーナーという携帯型の視機能スクリーニング機器を導入し、検査の精度を上げています。県内では、五所川原市がスポットビジョンスクリーナー携帯型視機能スクリーニング機器を平成29年に導入いたしました。担当課職員とのお話では、市内の眼科医からの強い要請があり、導入に至ったということをお伺いしました。その後、このスポットビジョンスクリーナー携帯型視機能スクリーニング機器の導入によって、正確性のある検

査が行われて、検診の成果が出ているとのお話を伺いました。

検診によって何らかの屈折異常などがチェックされると、その場で眼科受診へ誘導する説明材料となり、すぐに治療開始となって、小学校入学前にある程度の治療を行い、そして眼鏡を使わなくても小学校からずっと中学校、そして高校と行けることとなります。逆に見逃された場合によりますと、就学前の検診でわかったときは治療困難という事態を招き、そこから眼鏡使用となるわけでございます。子供たちの目の健康を守るということで、このスポットビジョンスクリーナーの導入について再質問させていただきます。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

スポットビジョン、視機能検査機器の導入に当たっては、判定基準の設定、検査結果の取り扱いや保健指導内容等について眼科医、小児科医を含めた協議、検証が必要でありまして、県の動向や他の自治体の実施状況等も踏まえ研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） 調査研究とお話をいただきました。五所川原市の3歳児健康診査で導入されておりますので、ぜひ現場に赴いていただいて、どれくらい効果があるとか、聞き取りをしていただきたいと思えます。

世の中の情報の8割は目から入ると言われ、視力は私たちが生活していくうえで大事な機能であり、一生を左右すると言っても過言でないと思えます。このスポットビジョンスクリーナーの導入について重ねてお願いいたします。

梅香る弥生3月、今年度末で退職されます理事者、職員の皆様には大変お世話になりまして、ありがとうございました。

長年にわたる市政前進のためにご貢献とご尽力、心から敬意を表する次第でございます。今後とも健康に留意され、豊富な経験から、私どもへの今後ご指導、ご教示をよろしくお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊池光弘議員

○議長（白井二郎） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） こんにちは。公明・政友会の菊池光弘でございます。

2011年3月11日の東日本大震災から、あと6日で8年となります。そういう中、2月27日付の新聞報道で、政府の地震調査委員会委員長の平田直東大教授は26日、今後30年間にマグニチュード7から8の大地震が起きる可能性が高いとする予測を公表いたしました。本県東方沖及び岩手県沖北部でマグニチュード7.9程度の地震が発生する確率は5から30%、マグニチュード7から7.5程度は90%程度以上に上昇した。平田委員長は、大地震があったので、しばらく大きな地震は起きないとは考えないでほしいと警戒を呼びかけております。

また、県防災危機管理課長の豊島信幸課長は、

「地震の規模自体に変更はないが、発生確率が高まった。これまで同様、いつ発生してもおかしくない認識ではいるが、引き続き緊張感を持って各種防災対策を進める必要がある」と説明しております。私も、緊張感を持って生活していかなければならないと感じた次第であります。

さて、質問に入ります。むつ市議会第239回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに理事者の皆様、誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

今回の一般質問は、1、中小企業の支援について、2、循環器病対策基本法成立について、3、風疹予防接種の体制整備について、4、児童虐待問題について、以上4点について質問をいたします。

質問の第1、中小企業の支援についてお伺いします。我が国の経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されております。他方で、世界経済の動向など、先行き不透明感が増す中であって、中小企業・小規模事業者の皆様が厳しい経営環境の中で日夜奮闘されております。公明党は、日本の全企業数の9割を占め、雇用の7割を創出する中小企業・小規模事業者が元気になることこそ日本経済の持続的な発展に不可欠と考え、関係者の皆様から直接意見を伺う中で、無担保無保証融資や円滑化借換保証制度を初めとする数多くの中小企業支援策を実現してまいりました。

直近では、2018年度税制改正における事業承継税制や所得拡大促進税制の抜本的な拡充、2017年度補正予算では、生産性向上を後押しするものづくり補助金やIT導入補助金の拡充などが公明党の主張で盛り込まれたところであります。

中小企業庁によると、今後10年間に70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人に上り、うち約半数の127万人が後継者未定であ

る。そのため、黒字での廃業も珍しくないとのことでもあります。

当市において、今後10年間に中小企業・小規模事業者が今の半分になったとしたら、むつ市の経済はどうなるでしょうか。まず、事業承継支援についてお伺いします。

次に、ものづくり補助金についてお伺いします。中小企業・小規模事業者を支える公明党の代表的な実績が設備投資などを後押しするものづくり補助金であります。2012年度から毎年度の補正予算に計上され、採択件数は累計6万4,000件を突破しております。支援を受けた中小企業の売り上げ増加率は中小企業平均の1.6倍、また事業者のニーズが高いことから、補正予算での追加的措置が続いていた同補助金が2019年度の当初予算案に初めて盛り込まれ、恒久的な制度となります。これにあわせ、1社当たりの補助上限額も1,000万円から2,000万円に倍増します。

一方、公明党が昨年全国で実施した100万人訪問調査運動の結果から、同補助金を含む中小企業支援策が使われていない理由の上位は、「知らなかった」、「手続が面倒であった」などでありました。当市においても、結果的に多かった意見は、「知らない」、「手続が面倒で使わなかった」などでありました。この支援制度の周知、改善が必要と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

質問の第2、循環器病対策基本法の成立についてお伺いします。脳卒中や心臓病などへの対策を強化する循環器病対策基本法が昨年12月の臨時国会で成立し、今年中に施行されます。法律に基づき、国と都道府県が対策推進基本計画を策定し、予防や医療機関の整備、患者の生活の質の向上など総合的な対策に着手する点で大きな一歩と言えます。脳卒中と心臓病は、ともに血管の病気で、生活習慣などにより血管の動脈硬化が進むと動脈の中に血栓ができやすくなる、それが脳の血管に

詰まれば脳梗塞、心臓の冠動脈に詰まれば心筋梗塞となります。日本人の死因で最も多いのががん、2番目は心臓病、次いで脳卒中となっております。心臓病と脳卒中による患者数はがんに匹敵し、75歳以上の後期高齢者になるとがんによる死者数を年間約2万人上回る一方、要介護に陥る最大の原因は脳卒中であります。心臓病と合わせると、要介護になる原因の約25%を占めます。医療費も、がんより1.5倍多い。

今回の循環器病対策基本法成立により、期待される効果が大きく3つあります。1つ目は、予防教育が進んでいく点、2つ目は医療体制の格差が是正され、身近な病院で適切な治療を受けられる体制が整えられていく、3つ目は疾患登録が進み、有効な治療法などの道が開かれることであります。約12年前施行されたがん対策基本法は、専門的な医療を提供する診療連携拠点病院や、整備や緩和ケア、提供体制の構築につながっております。循環器病も基本法に基づいた実効性のある対策強化が望まれます。当市の考えをお伺いいたします。

質問の第3、風疹予防の体制整備についてお伺いします。昨年来の風疹流行で懸念されていた先天性風疹症候群の患者が報告されました。赤ちゃんを守るには、風疹に対する免疫を持たない人たちへのワクチン接種を早急に進める必要があります。流行の中心となっているのは、現在39歳から56歳の男性であります。対象の男性は、子供のころに予防接種を受ける機会がなかったためであります。

厚生労働省は、2月1日に制度をかえ、定期接種として、こうした人たちに無料でワクチンの注射を受けられるようにしました。当市では、39歳から56歳の男性の方々の予防接種はどのような計画なのかお伺いいたします。

質問の第4、児童虐待問題についてお伺いします。虐待によって子供が亡くなる不幸な事件が後

を絶ちません。昨年は、東京都目黒区で5歳の女児が、ことしは千葉県野田市で小学4年生の女児がそれぞれ虐待を受けて亡くなり、社会に大きな衝撃を与えております。これを受け、今国会では児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律の改正が重要課題となっております。

政府は昨年、東京都目黒区での5歳児虐待死事件を受け、虐待対応を担う児童福祉司を2022年度までに2,020人程度ふやす児童相談所の体制強化プランを策定、このうち来年度中に1,070人程度ふやすことを新対策に盛り込んでおります。

また、千葉県野田市の小学4年生の女児が死亡し、両親が傷害容疑で逮捕された事件を受け、政府は2月8日午前、児童虐待防止対策の関係閣僚会議を開き、子供からの虐待の申し出など、通告元を明かさず、資料も一切見せないルールを徹底することなど、新たな対策を取りまとめました。

この千葉県野田市の小学4年生女児が死亡した事件は、2017年11月の学校アンケートに「お父さんに暴力を受けています。先生、どうにかありませんか」と回答していたことが1月31日わかった。市教育委員会は、この回答コピーを父親に渡してしまった。これは、威圧的な態度に恐怖を感じ、屈してしまったとのことであります。このコピーを見た父親は怒り、虐待がますます激しくなり死亡させた本当に痛ましい事件であります。

これは、未然に防げた事件で、起きてはならない事件であります。当市の絶対起こさない対策をお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、中小企業への支援、循環器病対策基本法の成立及び風疹予防接種の体制整備につきまして

は、それぞれ担当部長から答弁をさせていただきます。私からは、児童虐待問題についてのご質問についてお答えいたします。

児童虐待に関しましては、これまでも児童相談所や関係機関と連携をとりながら取り組みを進めてまいりましたが、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議により、子供の命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関があらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講じることとされました。これを受けて、本市におきましても、子供の命を守ることを最優先とし、児童相談所や警察、関係機関との連携の強化や相談体制の整備などを進め、迅速な対応ができるよう努めております。

また、乳幼児健診や離乳食教室などでは、個別相談の機会を設け、虐待のリスクを早期に発見、対応できるよう常に心がけております。さらに、対象となる子供の保護者などから情報提供の要求があった場合は、子供の命に係る極めて重要な判断となることから、慎重かつ組織的に対応することとしております。

いずれにいたしましても、むつ市総合経営計画に基づき、全ての子供たちのために安全で健やかな居場所づくりを推進し、虐待予防のための早期発見から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子供の自立支援などに至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

中小企業の支援についてのご質問の1点目、設備投資や事業承継支援について及びご質問の2点目、ものづくり補助金については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、市が行っている中小企業等の設備投資に対する支援であります。設備投資等に係る特別保証融資制度を設けており、これにより平成29年度では161件、約10億7,000万円の資金調達を支援しております。また、昨年市が策定した生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画が国から同意を得ておりますので、いわゆるものづくり補助金等の優先採択を受けることが可能となり、これまで4件の計画を認定しております。

次に、ものづくり補助金についてであります。本市では平成26年以降6件の採択実績があります。ものづくり補助金の申請については、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター等が支援しておりますので、事業者の方はぜひご活用いただきたいと思っております。

次に、事業承継の支援についてであります。青森県事業引継ぎ支援センター等が相談を受けておりますので、ご利用いただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 循環器病対策基本法成立についてのご質問、循環器病対策についてお答えいたします。脳卒中や心臓病などの循環器病の発症には、生活習慣が深く関与していることが明らかとなってきたことから、食生活や運動習慣など生活習慣の改善について、引き続き各種保健事業を通して予防活動、予防教育に努めるなど、市民の健康づくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、風疹予防接種の体制整備についてのご質問、予防接種についてお答えいたします。今回の国の風疹追加対策は、これまで風疹の定期接種を受ける機会がなかった現在39歳から56歳の男性に対する風疹の抗体検査と予防接種を2019年から2021年度末の約3年間にかけて実施するものです。

1年目の2019年度は、昭和47年4月2日から昭

和54年4月1日生まれの男性に市町村が抗体検査などのクーポン券を送付し受診を勧奨するもので、この抗体検査は対象者が自ら医療機関で受診できるほか、国保の特定健診と事業所健診の機会も活用して受診可能となっており、抗体検査の結果、陰性だった方が定期予防接種の対象となります。

なお、むつ保健所管内における風疹罹患者は、平成26年以降報告はなく、先天性風疹症候群の報告はこれまでありません。

現在当市におきましても、国のガイドラインに基づき新年度開始をめぐりに取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） 答弁ありがとうございます。

再質問のほうですけれども、なかなかいい答弁だったので、まず2番目の循環器病対策についてですけれども、これは私も循環器病を患う一人の患者としてきょうは質問いたしました。脳梗塞、心筋梗塞にならないため、予防や医療機関の整備、患者の生活の質の向上など、総合的な対策が今年中に施行されることに期待し、よい方向に行くことを願っております。

次の風疹予防についてですけれども、再質問はありませんけれども、今述べられたように、39歳から56歳に関しては3年間の間にやるということでもよろしくお願ひしたいなと思っております。

今までむつ市でそういう風疹にかかって、赤ちゃんに影響を与えたという事例はないので、これからのないような状況でいてもらいたいと思います。

児童虐待について、再質問をさせていただきます。千葉県野田市で起きた小学4年生の女児の件でございますけれども、新聞報道では、父親の威圧に恐怖心を抱いてコピーを渡してしまった、そして父親が怒って虐待をますます激しくしていっ

て亡くなったような事件でありましたけれども、これに対して、ちょっと聞きたいのですけれども、こういうふうに威圧的に市役所の関係者に来たときにはどのような対処をするのかお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

保護者への対応はケース・バイ・ケースですけれども、児童相談所や警察等の関係機関と連携して、子供の保護の観点から必要な措置をあらゆる角度から講ずることとしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） あらゆる観点から本当に気をつけていかなければなりません。今警察署もすぐ目の前にあります。そういう中で、予防訓練というか、そういうことはやったことがあるのかお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） これまでは、そのような訓練はしておりませんが、今後は考えていかなければならないと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。本当にやはり一回でも訓練をして、警察が目の前であっても、こっちから通報して何分でここに駆けつけてくれるのか、そういう訓練があれば、ますます安全に対処できるように考えます。

今回新聞の報道の中で、児童虐待を防ぐために何が必要かということで、西南学院大学人間科学部の安部計彦教授に聞いたお話でいいのがありましたので、ちょっと紹介したいと思います。

児童相談所の児童虐待相談件数が毎年過去最高を更新している。このことについて教授は、「児

童虐待が広く周知されてきた結果、今まで隠れていた虐待があらわれてきたという面と、ひとり親の増加や3世代同居の減少、近隣とのつき合いの希薄化などで社会全体の養育力が低下したという面の両方で考えられる」というふうになっております。この虐待問題が、ここ数年本当に問題視されて、それから今こういうふうには虐待に関して国会でも取り上げております。

また、この安部教授は、体罰禁止、懲戒権見直しも訴えているところがありまして、それもちょっと紹介したいと思います。

児童虐待防止に関する法改正をめぐって、体罰禁止規定や懲戒権のあり方の論点を伺いました。

「体罰禁止は賛成だ、懲戒権の規定も見直したほうがいい、親には子供に善悪を教え、きちんと育てる養育の権利と義務はあるが、懲らしめる必要はない。養育は権利なので、その親なりのやり方があっていいが、たたいたりどなったりすれば身体的、心理的虐待だし、子供が悪いことをしても何もしなければ育児放棄となる。こうした点も踏まえながら、懲戒権について議論することはよいことだ」、このようにもおっしゃっております。本当に自分は親として子供にしつけど、このように思って、たたいたりどなったり、こういうことをすることはやはり体罰になる、このように私も考えます。

公明党では、この体罰、児童虐待に関して、一貫して取り組んできている一例を言って終わりたいと思いますけれども、公明党は児童虐待防止に一貫して取り組んできました。2000年には児童虐待の防止等に関する法律の制定をリードした。これにより、児童虐待の定義、身体的虐待、性的虐待、育児放棄、心理的虐待、虐待を発見した場合の通告義務を明確化いたしました。そういう中で、電話で虐待の通告などができる児童の全国共通ダイヤルの3桁も提案し、2015年7月から「189（い

ちはやく）」というこの運用が開始されました。2月に成立した2018年度第2次補正予算には、通話料を無料化するための費用が計上されており、準備が整い次第無料化が始まる予定というふうになっております。

この間3月1日の東奥日報の1面に、「児童虐待！？ 24時間いつでも誰でも189（いはやくへ）」、これは政府広報、厚生労働省の広告が載っております。

最後にエフエムアジュール放送をお聞きの皆様、この広告を切り抜いて知らない方々に教えてください。この世から児童虐待がなくなることを祈って私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（白井二郎） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、午後1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（白井二郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） 本日の質問者の最後になりました。市誠クラブの東健而です。むつ市議会第239回定例会を迎え、通告しました3項目の一般質問を行います。

まず1項目め、人口減少の課題と対策について伺います。ことしもまた、卒業シーズンを迎えました。この時期になるといつも感じるのは、若者たちの旅立ちによる寂しさであります。私は、旧

川内町にある川内高等学校から大湊高等学校川内校舎へと名前が変わった高校のその真下にある事務所で、昭和55年7月から独立校として新築され、校舎に移ってきた川内高校の生徒たちを当初から静かに眺めながら、ともに過ごしてまいりました。それから多くの卒業生たちを輩出し、約40年の月日が流れました。初めに卒業した生徒たちも数多くいて、もう60近い年齢になっていると思います。若者たちで活気に満ちあふれ、すばらしい高揚感のある高等学校だったと記憶しています。

生徒たちが卒業し旅立つときには、よく「体につけて元気に暮らすんだよ」と何気なく声をかけたことを思い出します。当時は、この高校がまさか閉校の憂き目に遭うとは思っていませんでした。既に大湊高等学校川内校舎は入学希望者の減少で、ことしからとうとう募集停止になりました。

さて、議員になり、私は今まで何回となくこの子たちの受け皿がないものか、どうにかできないものかと考え、旧川内町議会議員になったときから、議会できまざまな提案、提言をしてまいりました。でも、そのかいもなく成果はわずかで、大方が徒労に終わりました。当市にとって人口減少と雇用対策は、表裏一体の最重要課題ですが、しかしその後も当市全体の人口減少と衰退が一向にとまりません。

合併前の旧町村では、コミュニケーションが薄れ、隣近所との会話も少なくなり、隣の人が生きているのかどうか、心配なときもあります。若者や子供らの姿もまばらになり、歩く子供の姿が珍しくなっていきました。市長は、雇用対策にいろいろと手を尽くされていますので、ご苦勞のほどは理解しています。ですが、市民の側には高校生や若者たちの流出の歯どめ策が思ったように進んでいるという評価は低く、私が考えているほど高くありません。なぜでしょうか。雇用対策も人

口減少に追いつかないからであります。例えば旧町村での消防団はもとより、若者や子供たちが姿を消す時代が予測されます。

次に、教育がなくなり、学校が姿を消してしまうのではないのでしょうか。当市は、合併から14年がたち、そこで暮らしている者でなければ、この危機的な状況はわかりませんが、市長には旧町村では驚くほどの人口減少への危機が浸透していることにもう少しご留意いただきたいと思います。中心市部は旧町村からの移住者が多くなっていますので、今のところ活気があるように見えます。したがって、旧町村ほどの過疎の思いはそんなに感じられないようですが、しかし総体的に人口減少は予想以上のスピードで進行しています。総じて当市の人口は、人口ビジョンで示す以上の速度で減少しているのではないのでしょうか。これは、当市ばかりではなく、全国的な問題だとよく言われます。そこで、今回は再び人口減少の諸問題を質問いたします。

市長は、人口減少で活力がなくなり、衰退していく当市の旧町村の究極の課題をどのように受けとめているのでしょうか。今回は、市長の政治姿勢について、次の5点について質問いたしますので、明快なご答弁を求めます。

1点目、人口減少に対する旧町村の住民の声についてであります。旧町村で暮らしている市民の多くは、今どんな生活状況にあるのか、ご理解いただきたいと思いますが、市民は心細くなった国民年金や生活保護費、介護保険などでぎりぎりの生活をしています。市民生活の現実と若者たちや子供たちがいないことへの不安と諦め感が交錯し、旧町村全体を覆っているこの状況を市長はどのようにお考えでしょうか。

重ねて申し上げます。未来が展望できず、活力も張り合いも感じられない生活実態について、またどうすればいいかわからない、ただ生かされて

いる、将来不安が漂っていると考えているお年寄りたちが多くなっている旧町村の市民生活の現状と、人口が予想以上の急減に至っている旧町村の実態について、市長のご認識はどうか伺います。

2点目、雇用対策の現状について。市長は、雇用対策について質問すると、決まって「少しずつですが、若者たちの雇用は確保されている」と成果のほどを述べています。しかし、多くの市民は、雇用対策については成果は微々たるもので、旧町村では市長が意気込んでいるほどその成果が感じられない、全く評価できないと考えている人が多いこともご存じでしょうか。

高校生たちは、仕事があれば地元に残り、地元で暮らしたい、地元雇用を望んでいます。しかし、それもむなしく、多くの生徒たちが毎回県外へ旅立っています。最近では、UターンもIターンもJターンもどようになっているのかわからない、この旧町村の状況を話している私のこの今の質問を聞いて、市長は大げさだと感じているかもしれませんが、これが当市の今若者たちの少なくなった底辺にあえぐ旧町村の人たちの現実であります。旧町村の現状にもっと目や耳を傾けていただきたい。

そこで伺いますが、市長の公約であります当市の旧町村への雇用も含めた若者たちの定着対策を今後どのように展開されるのか、その展望をお伺いいたします。

3点目、空き家対策と土地の放棄対策についてであります。お年寄りたちは、生家で独立し頑張ってきましたが、高齢になり、よくよく考えて我が子に従うべく落ちつき先の子供のところへ連れられていく人の姿が見受けられるようになってきました。その住居は、当然空き家になります。その家は、新しい家もあれば古い家もありますが、やがては管理が行き届かず、朽ちて人の手にかかるようになります。土地も同じことです。どんど

んふえつつあるこの課題に早急な対策を考えなければならぬ時期を迎えています。市長はどのように対応しようとしているのか伺います。

4点目、事業者への情報提供と連携についてであります。行政と共同で空き家対策を進めたいとする事業者から、私も仕事として参加してほしいと誘いを受けましたが、私は参加を見送りました。今事業者たちは、ふえ続ける土地や建物の責任放棄になった場所の買い取り、譲渡や売買、取り壊しなどの当市が抱える懸案事項の処分をやろうとしています。私は時になかった事業者があらわれたものと考えています。事業者は、行政と連携を図り、対応したいと考えているようです。これは行政にとっても民間活用につながるの、いい機会ではないでしょうか。もちろん持ち主のプライバシーは守られたうえで情報提供などができないか、連携についての市長のご所見をお伺いいたします。

5点目、限界集落への対応についてであります。旧町村は人口の激変から、地域が消滅するのではないかと疑念が湧いています。地域住民が育んできた文化や伝統、消防団や地区の集いなどもなくなり、いずれは一つの集落として機能が果たせなくなり、当然に住む地区の人も他へ出ていきゼロになり、閑散とした廃墟だけが残る結果を見ます。

市中心部では、そのような危機感はまだ希薄ですが、末端集落では人口減少の将来に対する危機感がどんどんふえてきました。今こそ社会教育、健康保持、農林業の再生などのため、とかく中心部の市庁舎や中央公民館など中心施設に集わせるものではない、旧町村へも積極的に歩いて進める現地訪問、指導、助言などの政策転換が必要になっているのではないのでしょうか。このままでは、当市の末端からゴーストタウンが増加していきま

しかし、地方消滅のわなに落ち込んではいらないと思います。また、現実を見て見ぬ振りはできないと思いますので、伺いますが、市長は住民のコミュニティが失われていく限界集落への危機をどのように見て、進行する今後の限界集落化に対する取り組みをどのように考えているのでしょうか。

6点目、市の将来展望について伺います。当市では、今まで人口ビジョン、財政中期見通し、介護、教育ビジョン、水道ビジョン、ごみ処理、病院、中間貯蔵施設、ハザードマップ、原子力災害に対する避難、50年持続の体育館など、多くの将来ビジョンが議会や市民に開示されています。また、20年先までの消防ビジョンも3月中に示されることになっています。これらは、当市の将来像がどうなるのか、どうあるべきか、さらに手を打つことがあるか、加えて市民生活の安全安心がどのように保障され、合併した旧町村をも見通したむつ市の将来像についてどうなるのか、それを考えるべきときが参ります。これらは、これからの10年後、20年後のむつ市を考える当市の予想可能な計画的な指針ではありますが、ハザードマップが見直されたように、関連するビジョンも見直しが迫られることもあろうかと思えます。しっかりと将来を見据えた計画策定を期待いたしますが、いろいろと示されているビジョンを踏まえて、市長は今後のむつ市をどのように導いていこうとしているのか。また、当市の将来をどのようにしようと考えているのか。当市の姿はどのようになっていくとお考えでしょうか。当市の将来展望をお示しいただきたい。

次に、2項目め、選挙運動の条件と投票行動について伺います。選挙に対する質問は、昨年12月、むつ市議会第238回定例会で条例制定も含めて選挙管理委員会へ質問し、その対応を伺いましたが、県議会議員選挙も近づいてきましたので、

前議会の質問と重複しないように、市の有権者の投票行動に対する取り組みと投票率アップに関することについて、少しお聞きしたいと思います。

選挙が近づくと、選挙管理委員会では慣習のように投票率の向上に対応されていますが、しかしなかなか思うようにならない課題でもあります。若者の投票離ればかりではなく、次第に高齢になり、足腰の弱いお年寄りがふえていることにも投票率低下の要因があります。

それと、不在者投票制度や期日前投票制度もありますが、県議会議員選挙では、仕事を抱える人たちにとっても余り身近な選挙ではないので、投票には行かない、行っても行かなくても自分には関係ない、誰に投票しても同じだ、面倒くさい、と思っている有権者が相当多くいることも事実であります。

また、選挙権が与えられる18歳以上の若者たちの投票率のことですが、低いのは選挙とは何かというその重要性の認識が浸透していません。選挙管理委員会では、高校生元気ふるさとアイデア選挙を市内全校で実施していると前回ご答弁がありました。その苦勞のほどはよくわかります。しかし、高校生たちは毎年18歳になり、卒業し、選挙権を得て成長します。そして、毎年成人式を迎える若者たちがおります。その若者たちに選挙管理委員会では授業のほかに毎年継続し、いろいろなアイデアを持って選挙啓発をされていますが、ことしは地方自治の節目に当たる選挙の多い年です。これらの選挙は、若者たちの動向でどんな結果が出るのかわからないとの報道もあります。さらなる投票率向上に向けた取り組みを期待したいと思います。

さて、本題の質問に戻ります。1点目、選挙啓発についてであります。選挙管理委員会では、選挙啓発に対する取り組みとして、高校生元気ふるさとアイデア選挙のほかに、選挙に対してもっと

早い時期からの選挙啓発が重要と考え、さらに小・中学生を対象とした明るい選挙啓発ポスターの募集、選挙出前講座などにも力を入れていきたいと考えていると述べております。そこで、これを投票行動につなげるためには、なぜ投票しなければならないのか、候補者を選ぶ場合の目線や基準、自主的に候補者の人物、政策を判断する基本姿勢を考えさせることが大切だと思います。今までのように、親戚だから、友人だから、知人だから、頼まれたからというような何のために選挙をするのかという自主性のない選挙から脱皮する啓蒙対策を加味するような取り組みが必要な気がいたします。政策を理解し、投票行動に結びつけるようにしないと、いつまでたっても同じことの繰り返しになってしまいます。

そこで、この自主性の醸成について伺いますが、選挙管理委員会では私の提案をどのように考えるか。また、ご答弁いただきましたその後の啓発ポスターの募集や出前講座などの啓発活動の状況をお伺いいたします。

2点目、選挙運動用ビラの今後の説明スケジュールについてであります。条例制定後の流れについてご説明いただきたいと思いますが、選挙運動用ビラについては、2種類で4,000枚頒布可能になることと、裏表使用可能で、大きさもA4判くらいの大きさになることを示されました。その詳細を前定例会でお聞きいたしましたので、省きますが、選挙管理委員会で作くり、全戸に配布する選挙公報もありますので、それと違い、違反にならないなら、その作り方は自由とのことでありました。これ以外にもまだ疑問点が出てくるような気がいたします。

さて、県議会議員選挙でも、選挙運動用ビラの頒布が検討され、県選挙管理委員会では対策を練っているようでありますので、ビラに対する注意事項の説明があると思います。当市での選挙運動用

ビラの解禁は初めてであり、選挙管理委員会では課題はどのようなものがあるとお考えでしょうか。

また、トラブルが起きないように議会初め関係者へ早目に説明するようにはしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、アルバイト代の支払いについて伺います。選挙管理委員会の発行する証紙についても、証紙を張れば4,000枚頒布できるわけですが、これには大変な手間暇がかかるわけであります。ボランティアがいれば助かりますが、それも利用できない場合もあります。これを張るのにアルバイトを頼んでバイト代を支払ってもいいのかどうか、お伺いいたします。

4点目、共通投票所について。今回共通投票所の設置も可能になったようでありますが、有権者はこれがどんなシステムで、どのように理解すればいいのかよくわかりません。理解できなければ、投票所へ足を運ぶのが遠ざかってしまいますので、共通投票所とはどんなものかご説明いただきたいと思います。

次に、3項目めであります。福祉対策について伺います。超高齢化社会を迎えて身の回りにさまざまな問題が起きています。このような福祉の多様化するケアが必要とされる課題は、人口減少と相まってこれからどんどん増加していきます。痴呆症の問題は、6年後の西暦2025年には700万人になると予想され、ケア不足が重大な社会問題になっていくことは確実であります。当市も若い人口が流出し、減少していることを考えると、例外ではありません。これから対策を強化しなければならないときが参ります。

さて、最近身の回りにケアを求める人たちが多くなってきているように感じます。ひとり暮らしの独居老人や高齢夫婦世帯の数も多くなり、まともな人が突然認知症、徘徊、歩行困難者になり、また

目や耳が不自由になったり、何らかの障害を抱えている市民の姿がこのごろ随分目につくようになってきました。このことが交通事故やコンビニに突っ込むなど、人身事故や物損事故、そしてまたうっかり火災などを誘発したり、除雪作業中に屋根から滑り落ち亡くなったりするなどの不慮の事故につながっていますが、こんなお年寄りたちのニュースを見ると、近くに事故に遭う人がいないか、いつも周りを見回してしまいます。

そこで、お年寄りの抱える身の回りの問題や介護に従事している若者たちが抱えるさまざまな問題について行政はどのように対処しているのか。最近話題になっている問題点を掘り起こし、今回は2点の質問をいたします。

1点目、ヤングケアラー対策についてであります。これは、今まで全く取り沙汰されることのなかった福祉に関する問題の一つであります。少子高齢化により子供たちに負担が及んでいるとされる事案であります。これは18歳以下で、いろいろな病気や、食事の介助などの事情を抱えている自分の祖父母や両親、障害を持っている人の面倒を見る子供たちのことでもあります。そのために、学業に専念できない子供たちがいることは、市民の一人として黙認できない課題だと思えます。今まで水面下で処理され、余り顧みられることがなかったこの問題が最近マスコミで報道されるようになりました。この問題も人口減少のひずみによる負の一環だと考えますが、そこでこの問題についてお伺いします。

ヤングケアラーは、当市に存在しているかどうか。また、行政の調査対象に上ったことがあるのか。あるとすれば、その実態はどのような状況にあり、今支援すべき考えはあるかどうかお答え願います。

2点目、隠れケアラーについてであります。隠れケアラーとは、仕事をしながら家族の面倒を見

ている30歳以上の人たちを指しますが、この問題も介護をすることで仕事に差しさわりがあったり、個人の自由を束縛される事案であります。この中には、老老介護なども含まれると思いますが、当市にも存在していると思いますが、これがどのくらい把握されているのか。1点目の質問と同じく、行政の支援はあるのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少の課題と対策についてのご質問の1点目、人口減少に対する旧町村の住民の声についてお答えいたします。

初めに、人口減少が予想以上のスピードで進行しているのご指摘がありました。国立社会保障・人口問題研究所による推計人口ごおりの推移であり、旧町村も含めて予想を超えて急激に減少しているということは事実としてございません。

また、声をどのような形で吸い上げていくのかにつきましては、市民の皆様が声を出しやすい環境をつくるのが重要だと考えております。これまでもおでかけ市長室、町内会イキイキふれあいトークン、ご近所知恵だし会議などあらゆる方法で市民の皆様の声をお伺いしております。さらに、今後は新政策であります町内会マラソンヒアリングを通じて、旧町村を含め、全町内を対象に、その声を吸い上げていく仕組みをつくり、市民の皆様が暮らしの向上、施策の恩恵を実感できるよう取り組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、雇用対策の現状についてお答えいたします。ハローワークむつによりますと、平成28年3月から平成30年3月までの3年間の新規高等学校卒業者の就職率は100%を達成

しており、むつ市内を含め就職希望者は全て就職がかなっております。

また、今年度も2件の企業誘致を実現したほか、高校生の市内在着を促進するための新たに経営や職場環境などが良好な市内企業などの職場見学会を開始したところ、大湊高校と同校の川内校舎、むつ工業高校の3校の生徒40名が参加し、延べ7事業所を訪問いたしました。新年度では、さらに市内の企業の求職情報や職場環境の紹介、むつ市の暮らしの魅力を伝えるガイドブックを作成して市内の高校生に配布し、市内就職のプロモーションを図ることとしており、当初予算案に所要の予算を計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、空き家と土地放棄対策について及び4点目、事業者への情報提供と連携については関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

空き家などに対する市の取り組みといたしましては、昨年6月、むつ市空家等の適正管理に関する条例を改正し、市内の特定空家などにつきましては、所有者などに対し助言、指導、勧告などにより適正管理を求め、危険などの回避のための対応などを実施することとしております。また、昨年7月には市内の不動産事業者や建設業者などで構成します「一般社団法人空家空地バンクむつ」と協定を締結し、空き家などの所有者から同意が得られた場合に限り事業者へ情報提供し、空き家などに係る課題の解決へ向け、連携を図りながら一体的な取り組みを実施しております。

さらに、今年度より「むつ市空き家情報冊子」を作成し、空き家などの所有者への送付や市の関係窓口で配布することにより、空き家などの適正管理を促し、また新たな空き家などの発生を防ぐといった取り組みを実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、限界集落への対応について及びご質問の6点目、市の将来展望については一括してお答えいたします。

限界集落への対応につきましては、まずは集落に住むお一人お一人が将来についてどのように考えているのが重要だと考えております。そのうえでインフラ、産業、医療、公共交通、文化の継承など、さまざまな分野において市としてどのような支援や応援が可能か、国や県などと連携しながらできるものはないか、もしくは個々に対応していけるものがないかを検討し、適切な施策を講じていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、市の将来展望につきましては、むつ市総合経営計画では「笑顔かがやく希望のまち むつ」を市の将来像に掲げております。市民の皆様一人一人が朝目を覚まし、希望とともに一日を笑顔で過ごせるような、そのようなむつ市でありたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉対策についてのご質問につきましては、一括してお答えをいたします。市では、家族や近親者の介護に関する調査は行っておりませんので、ヤングケアラーということの実態は把握してございません。このうち18歳未満の子供につきましては、家庭に問題のある子供の対応を協議する要保護児童対策地域協議会の対象となったことはありません。したがって、当市においてはそのような子供はいないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙運動の条件と投票行動についてのご

質問の1点目、選挙啓発についてお答えいたします。平成23年に総務省に設置された「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告で、将来を担う子供たちに早い段階から社会の一員、主権者という自覚を持たせることが必要とされ、これを受け、選挙啓発に努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、昨年12月以降の啓発活動の状況につきましては、事務局長から答弁させていただきます。

次に、2点目の選挙運動用ビラの今後の説明スケジュールについてであります。条例案が可決されれば、今後市議会議員選挙の立候補予定者説明会において詳しく説明する予定であります。

次に、ご質問の3点目、アルバイト代の支払いについてであります。選挙運動用ビラに証紙を張りつけするために雇うアルバイトが公職選挙法に規定する選挙運動のために使用する労務者に該当すれば報酬を支給することは可能ですので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、共通投票所についてであります。当市ではいまだ設置に至っておりませんが、今後においても調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 選挙運動の条件と投票行動についてのご質問の1点目、選挙啓発についてのうち、昨年12月以後の啓発活動の状況についてお答えいたします。

まず、昨年12月14日に平成30年度市町村明るい選挙推進協議会組織・活動活性化研修会が開催され、本年1月13日の成人式においては、「こんな施策あったらいいな！選挙」と題し、新成人を対象に模擬投票を実施しており、さらに1月16日から1月20日まで、むつ市立図書館展示ホールにおいて、平成30年度明るい選挙啓発ポスターコンク

ールの青森県審査における入賞作品の作品展を開催しております。

以上です。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。1項目めの人口減少の課題と対策については、私と市長の考えがちよっと違うみたいなの、私がせっけつ詰まった考え方でいるのかどうか、これは私の考えでございますけれども。私が質問したのは、地元で暮らして、地元の人たちとよく話をしている中で感じた感想でございます。質問のとおり、大畑、脇野沢、川内では今大変な岐路に立たされていると私は感じています。市長は、そのような感じ方はしていないみたいでございますが、だんだんこれから人が亡くなって、少なくなってくれば、それが実感として湧いてくるのではないのでしょうか。

これから10年、20年後のむつ市の将来、それを考えるべき時期になっているのではないかと質問いたしましたけれども、私たちはその10年、20年後に生きているかどうかわからない、そう考えて、私はそのための将来に対する対策を今考えていかなければならない、そう思って質問したわけがあります。考え方の違いは、これはどうにもならないことでもあります。

しかし、市長、市長は恐らく合併協定書の内容というのはわからないと思いますけれども、この中には、何回も今まで話をしてきましたけれども、均衡ある郷土の発展のためという文言が含まれています。この究極の課題に知恵を絞って、これから市長には全力で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

そこで、今質問しました中で、1つだけ再質問をさせていただきます。事業者の情報提供と連携についてでございますけれども、この情報管理について伺いたいと思っております。行政側では、十分な

ご配慮があると思いますが、情報提供した後、個人の秘密情報が公にさらされる心配があります。提供すれば、市が責任を負うこととなります。業者側の情報管理について、情報漏えいによって個人が重大な損失をこうむった場合の責任はどうなるのか、1点だけお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、現状の認識ですけれども、旧町村部を含め市内全体が危機的な状況にあるということは、十分私も承知しています。ただ、ご質問の中に極めて、はっきり言ってちょっと失礼な言い方かなと思う部分もあり、また人口減少が予想以上のスピードで進行しているということは、これはデータとして事実誤認だということをお知らせだけであって、今回の人口減少に対する我々の対策というのは、一昨年ですか、つくりました人口ビジョン、それから総合戦略ということで、今後10年先、20年先の人口減少に歯どめをかける政策というものはまとめてございますので、十分にその施策を実施することによって、旧町村部の皆様にとっても暮らしの向上は図れるものと認識をしております。

今ご質問のありました事業者への情報提供につきましては、これは事業者との協定に基づきまして、所有者からの同意を得たうえで、空き家等の構造や面積のほか、住所や連絡先などについても情報提供同意書に記載、押印していただき、提供することとしておりますので、個人情報の管理につきましては、こうした形で事業者との連携を緊密に図り、情報漏えいが発生することのないよう適切に管理してまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） 適切な答弁だと思います。ありがとうございます。

ただ、この数年のことですけれども、通

信技術の劇的な進歩でスマホが相当普及しています。さまざまなアプリが利用されるようになりました。SNSで個人情報がひとり歩きする時代になっていきます。行政の情報提供には、厳格な対応をお願いしておきたいと思います。

次に、選挙運動についてのアルバイト代の支払いについてですが、質問は取るに足らないものと思っておりましたが、いろいろと調べたり聞いたりしているうちに、アルバイト代を、ただそれだけに払っても、選挙運動をさせればだめだ、逮捕されるのだというようなこともわかってきましたので、これは質問してよかったなと思っています。単純労働であれば、アルバイト代を支払いしてもいいということです。違反のないように肝に銘じたいと思います。

次に、福祉対策についてお伺いいたします。当市にはヤングケアラーは見当たらない、いないみたいだというような市長の答弁でございましたけれども、安心いたしました。しかし、これからどんどんお年寄りがふえていきます。将来認知症や徘徊、そして歩行困難者などの家族のケアの問題が出てくることも予想されますので、そのときには十分なご配慮をいただければと思います。

ところで、この福祉対策についてですが、市長がテレビに出ていましたので、そのことも含めて2点再質問させていただきます。

まず1点目ですが、当市の認知症サポート体制についてですが、2月5日のことですが、田名部高校の女生徒たちがテレビで認知症サポートに取り組むことが放映されていました。このことについて、テレビの中で市長がコメントをしていましたので、少し市長にお聞きしたいと思います。当市の認知症サポート体制というものは、今どのように展開されているのか。今後どのようにしていこうとしているのか。現在と今後の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですが、一括して行います。高齢者見守りアプリについて、これはMe—MAMORIO始動、これは認知症対策の一環だと思いましたが、2月25日、市民に配布された広報むつの中に、専用アプリを起動している携帯電話とタグをつけた高齢者がすれ違うと、家族に現在位置を知らせる仕組みで、今後もこの取り組みが進められると書かれています。市民には、恐らくこの仕組みがよくわからないと思いますので、この仕組みの内容をご説明いただきたいと思ひます。

2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、当市の認知症サポートの体制ということでありますけれども、田名部高校の女生徒というよりは、JRC、ジュニア・レッド・クロス、いわゆる赤十字のボランティアクラブが田名部高校の中にございまして、その団体が認知症サポート団体ということで認定を受けたということがニュースになっていたということが事実でございませう。市といたしましては、「やさしさでつながるまち」、これを目指して、市民全体で高齢者の方、あるいは認知症の方々を見守る体制をつくることに主眼を置いております。

これまでの取り組みといたしましては、認知症サポーターを養成するための講座、認知症カフェの開催、認知症サポート事業所及び団体の認定などにより認知症の理解を地域に広げる取り組みを展開すること、またあるいは民間事業者と協力いたしまして、行方不明者を早期に発見及び保護するむつ市認知症SOSネットワーク事業などを実施しているところであります。

ご質問の2点目でありますけれども、高齢者見守りアプリMe—MAMORIOについては、せんだっての議会でも中身についてはご説明をさせていただきまされたけれども、繰り返しになります

が、ご紹介させていただくと、五百円玉の硬貨サイズの小型発信機を高齢者の方の杖とか帽子とか衣服につけさせていただいて、もちろんご家族の了解を得てということになりますけれども、そのMe—MAMORIOを登録したスマートフォンが、私の中にも入っています、その電波を受信することによって高齢者の方の位置情報をご家族に送信される仕組みとなっております。昨年度実証実験しましたが、これ警察と連携して、30分程度で発見をするというふうな形で実験の成果も出ていますので、今年度につきましては、事業を拡大して、見守りの対象を広げていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） ありがとうございます。丁寧な説明をお聞きいたしまして、私ごとではございませうけれども、私もだんだん年をとってきまされた。私自身も、今ご説明いただきましたタグをつけられないようにしたいと思ひます。

それでは、最後になりましたけれども、当市も少子高齢化が進み、認知症ばかりではなく、徘徊、歩行困難者などのお年寄りたちが少しずつふえています。このような弱者と言われる人たちには、優しく、親切に思いやりのある心を持って対応していただくことを重ねて要望いたしまして、私の質問といたします。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月6日は齊藤孝昭議員、中村正志議員、瀧田栄子議員、佐々木隆徳議員、原田敏匡議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時26分 散会